

本別町新型コロナウイルス感染症予防 設備導入支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染防止ための設備や資器材を購入し、対策に取り組む町内中小
商工事業者に対して補助します。

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（接客を伴う事業を行っている事業者で、以下の要件をすべて満たすもの）

- （１）町内に住所と店舗を有し、現に事業を営んでいる者
- （２）中小企業信用保険法（昭和２５年法律２６４号）第２条第１項に定める中小企業者
- （３）町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成２５年条例第３号）第２条第１号、第２号又は第３号に該当しないもの
- （４）北海道が定める「新北海道スタイル」を実践し、引き続き事業を継続していく意思があるもの。

◆補助対象経費及び交付額

区分	対象業種	補助対象経費	交付額
遮蔽版設置支援事業	飲食店	遮蔽版（パーテーション等）の設置に要する経費	上限１０万円
換気型空調機器設置支援事業	飲食店	換気型空調機の設置に要する経費（無窓構造の店舗に限る）	上限２０万円
感染症予防資材購入事業	一般乗用旅客自動車 運送業小売業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、写真業	消耗品費（マスク、消毒液、ペーパータオル、非接触体温計等の購入費用等）	一事業者３万円

遮蔽版設置支援事業及び換気型空調機器設置支援事業については令和３年１月２６日から令和３年３月１２日までに支払いが完了したものが対象となります。

◆申請方法

補助交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）に導入した設備等の内容、支払日が確認できる書類・施工前後（導入前後）の写真を添付の上、本別町商工会に提出してください。

なお、換気型空調機器設置支援事業については、対象となる機器等の確認が必要です
ので、申請前に必ず相談してください。

申 請 受 付 期 間

２月１日（月）～ ３月１９日（金）

問い合わせ 本別町商工会 ☎ ２２－２５２９

※裏面もご覧ください